

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

伊予市

2 構造改革特別区域の名称

伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

伊予市の全域

4 構造改革特別区域の特性

平成17年4月に旧伊予市、旧中山町、旧双海町が合併し誕生した伊予市（以下「本市」という。）は、愛媛県のほぼ中央、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面し、県都松山市から約10km、南予の玄関口に位置している。

本市の地域区分は、伊予地域（旧伊予市）、中山地域（旧中山町）及び双海地域（旧双海町）の3地域となっており、伊予地域は、南山崎、北山崎、郡中及び南伊予の4地区からなる。

総面積は194.43㎡、約59%は山林で占められ、このうち伊予地域（南山崎）と中山地域は山間部、双海地域は山間部と海岸部に分かれ、各地域とも著しく過疎化が進み、人口は伊予地域の都市部に集中している。

人口の社会減と高齢化率30%超、少子化に伴う自然減等により、令和6年4月末現在35,367人、世帯数は16,305戸と、合併時の40,608人と比較して5,241人が減少しており、特に以下の地域において、過疎化が顕著となっている。

◇ 伊予地域（南山崎）人口 1,746人（全人口の4.9%）

◇ 中山地域人口 2,432人（全人口の6.9%）

◇ 双海地域人口 3,213人（全人口の9.1%）

そのような状況のなか、伊予地域（南山崎）では1箇所の公立保育所（伊予市立おおひら保育所）が、双海地域では2箇所の公立保育所（伊予市立上灘保育所、伊予市立下灘保育所）が、中山地域では1箇所の公立幼保連携型認定こども園（伊予市立中山認定こども園）が各地域における小学校就学前児童の子育て支援施設として、本市において管理運営を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

伊予地域（南山崎）、双海地域及び中山地域は、人口密集地である本市の市街地や県都松山市からも遠く地理的に不利であることに加え、近年の著しい過疎化・高齢化により特に人材不足が顕著な地域となっている。そのため公立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）では様々な手法により調理員の募集に努めてきたが、調理員の確保は非常に困難であり、かろうじて自園調理を行っている現状である。

さらに、近年、様々なアレルギーを持つ子どもが増えたことや食育・地産地消への期待等保育サービスへの要求は高まる傾向にあり、厳しい財政事情の中、多様な保育ニーズに対応しなければならない状況ともなっている。

人材不足に加え、このような社会背景の変化と本市の財源不足等に対応するため、特区申請地域における保育所等の調理員を伊予地域（北山崎・南伊予）にある保育2施設に集約することで、人員不足の解消と一定の財源が確保され、安全・安心な給食の将来にわたる安定的な提供が可能になることはもちろん、豊富な経験を持つ優秀な調理員の集約により、近年の多様な保育ニーズにもより適切で柔軟な対応が図られる等非常に高い効果が期待されることから「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の活用を切望するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

双海地域の「伊予市立上灘保育所」と「伊予市立下灘保育所」の給食は、伊予地域（北山崎）の「伊予市立きたやまさき認定こども園」において調理を行い搬入す

る。

伊予地域（南山崎）の「伊予市立おおひら保育所」と中山地域の「伊予市立中山認定こども園」の給食は、伊予地域（南伊予）の「伊予市立みなみいよ認定こども園」において調理を行い搬入する。

それぞれの事業を実施するに当たり、次のとおり目標を設定し推進を図るものとする。

- (1) 搬入元、搬入先ともに、給食運営の効率化を図る。
- (2) 安全で質の高い給食を、将来にわたり安定的に提供する。
- (3) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応等給食に関し多様なニーズに対応する。
- (4) 乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育む等食育を推進する。
- (5) 業務の集約等により省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。
- (6) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 効率的運営及び経費の削減

現在、搬入元の2保育所型認定こども園の給食と搬入先の3保育所・1幼保連携型認定こども園の給食は調理員計15人体制で運営しているが、給食の外部搬入方式をとることにより、運搬業務を除き計10人体制への集約が可能となり、職員の適正配置と効率的運営が図られる。

さらに、調理員の集約と効率的運営による経費の削減が図られることで、人員不足の解消と一定の財源が確保され、保育のICT化といった他の保育サービスの充実、もって児童福祉の向上に貢献する。

施設名	調理員		施設名	調理員
伊予市立きたやま さき認定こども園	フルタイム2人 パート1人	⇒	伊予市立きたやま さき認定こども園	フルタイム3人 パート2人
伊予市立 上灘保育所	フルタイム1人 パート1人			
伊予市立 下灘保育所	フルタイム1人 パート1人			

伊予市立みなみい よ認定こども園	フルタイム2人 パート1人	⇒	伊予市立みなみい よ認定こども園	フルタイム3人 パート2人
伊予市立 おおひら保育所	フルタイム1人 パート2人			
伊予市立 中山認定こども園	フルタイム1人 パート1人			

(2) 地産地消の維持及び調達コスト削減

現在、搬入先の3保育所と1幼保連携型認定こども園では、それぞれの地域食材を極力利用しているが、給食の集約後も引き続き地元の食材を優先的に活用し、地産地消の維持と地域経済への貢献に努める。

また、1箇所あたりの調理数の増加により、仕入れ先への注文量が集約されること等から、調達コスト削減が期待される。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

- ・調理員の合理的配置による経費削減により、その財源を子育て支援事業の拡充に充てる。
- ・積極的に地元食材を取り入れ、食育の推進や地産地消の安全・安心な給食提供を行う。

別 紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・公立保育所（保育所型認定こども園を含む。）

伊予市立おおひら保育所（伊予市大平甲1056番地4）

伊予市立きたやまさき認定こども園（伊予市中村5番地）

伊予市立みなみいよ認定こども園（伊予市上野580番地）

伊予市立上灘保育所（伊予市双海町上灘甲5823番地）

伊予市立下灘保育所（伊予市双海町串甲229番地5）

- ・公立幼保連携型認定こども園

伊予市立中山認定こども園（伊予市中山町出淵2番耕地21番地2）

3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

令和7年度中に「伊予市立きたやまさき認定こども園」及び「伊予市立みなみいよ認定こども園」の外構及び調理室の改修を実施するため、「伊予市立きたやまさき認定こども園」の改修工事期間中の給食は「伊予市立みなみいよ認定こども園」において調理を行い搬入する。同様に、「伊予市立みなみいよ認定こども園」の改修工事期間中の給食は「伊予市立きたやまさき認定こども園」において調理を行い搬入する。

なお、改修工事は、運搬車両の搬出口及び動線確保のための外構工事、衛生面・機能面の観点から、調理室内の設備及び備品の更新・修繕・増設を行うものである。

令和8年度からは、「伊予市立上灘保育所」と「伊予市立下灘保育所」の給食は、「伊予市立きたやまさき認定こども園」において調理を行い搬入する。

「伊予市立おおひら保育所」と「伊予市立中山認定こども園」の給食は、「伊予市立みなみいよ認定こども園」において調理を行い搬入する。

なお、令和7年度以降に配送の対象となるのは、入所児童及び職員の給食に加え、午前・午後の補食（おやつ）とする。

「伊予市立きたやまさき認定こども園」と「伊予市立みなみいよ認定こども園」は、搬入先分の給食調理に必要な調理機能を有している。

搬入元認定こども園「伊予市立きたやまさき認定こども園調理室設備の状況」

面積	40.17㎡
職員配置数	調理員5人
調理能力	120食（≧伊予市立上灘保育所25食分+伊予市立下灘保育所16食分+伊予市立きたやまさき認定こども園分74食分）
調理器具一覧	冷蔵冷凍庫 食器消毒乾燥保管庫 保存食用冷凍庫 食洗機 まな板包丁消毒保管庫 調理台 炊飯器 2層シンク 回転釜 1層シンク オブロン(電気) コンベクションオブロン(調理室改修時導入)

搬入元認定こども園「伊予市立みなみいよ認定こども園調理室設備の状況」

面積	32.40㎡
職員配置数	調理員5人
調理能力	160食（≧伊予市立おおひら保育所24食分+伊予市立中山認定こども園21食分+伊予市立みなみいよ認定こども園分107食分）
調理器具一覧	冷蔵冷凍庫 食器消毒乾燥保管庫 保存食用冷凍庫 食洗機 まな板包丁消毒保管庫 調理台 炊飯器 2層シンク 回転釜 1層シンク オブロン(ガス) コンベクションオブロン

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 保育所等における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇児発0601第4号）」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。

また、本市の伊予市健康づくり・食育推進計画（令和7年度～令和14年度）に基づき、乳幼児等の入所児童の給食については、計画で定めた食育方針等に積極的に取り組むものとする。

- (2) 外部搬入により給食を提供される児童の献立は栄養士が作成し、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について配慮する。

特に、3歳未満児については、発育や離乳食の時期に応じて提供する。

また、体調不良児等への対応については、保護者との連絡体制の強化等により

対応し、アレルギー児・アトピー児等については、事前に保護者から聞き取りを行い保護者・栄養士・職員の連携により適切に対応する。

- (3) 調理方式は、「伊予市立きたやまさき認定こども園」調理室・「伊予市立みなみいよ認定こども園」調理室で、それぞれ調理後40分以内で配送し食事を開始する条件の下、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で行う。

補食は、前日までに配送し保管している既製品を提供する。ただし、午後の補食については、材料を給食と併せて配送し、配送を行う調理員が各園で調理した補食を提供する場合がある。

配送は、密閉できる専用コンテナを搭載した専用運搬車両へ積載し、衛生管理の下で、市職員である調理員が行う。

使用したコンテナや食缶はすぐに回収し、「伊予市立きたやまさき認定こども園」調理室・「伊予市立みなみいよ認定こども園」調理室において十分な洗浄・消毒後、厳重に保管する。

運搬車両の衛生管理についても十分な管理を行う。

調理室は、衛生管理の下で調理を行っており、食材の適正管理、調理員の研修、健康管理も怠りなく、愛媛県中予保健所の指導・助言に従い適正に運用する。

- (4) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

調理業務の受託者との契約内容の確保については、搬入元と搬入先がともに本市が管理している保育所等のため、「契約書」を取り交わすことはしないが「取り決め事項」を取り交わし、両施設間で特例措置事業の実施において緊密な連携を図る。

- (5) 搬入先の「伊予市立上灘保育所」、「伊予市立下灘保育所」、「伊予市立おおひら保育所」及び「伊予市立中山認定こども園」にはそれぞれ調理室があり、加熱設備としてオーブン、保存設備として冷蔵冷凍庫のほか各種調理器具が揃っているため、再加熱や冷蔵・冷凍が可能である。

また、調理台で給食を盛り付け、配膳台を用いて各教室へ配膳作業を行う。

《令和7年度》

【給食(補食)配送スケジュール】

(午後の補食が既製品の場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前11時10分	調理完了・搬送開始 「伊予市立みなみいよ認定こども園」出発
午前11時20分	「伊予市立きたやまさき認定こども園」到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 1時30分	回収開始 「伊予市立きたやまさき認定こども園」出発
午後 1時40分	「伊予市立みなみいよ認定こども園」到着 洗浄・清掃
午後 3時00分	午後の補食提供

(午後の補食を調理する場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前11時10分	調理完了・搬送開始 「伊予市立みなみいよ認定こども園」出発
午前11時20分	「伊予市立きたやまさき認定こども園」到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 2時00分	午後の補食の調理開始
午後 3時00分	午後の補食提供
午後 3時30分	回収開始 「伊予市立きたやまさき認定こども園」出発
午後 3時40分	「伊予市立みなみいよ認定こども園」到着 洗浄・清掃

【給食(補食)配送スケジュール】

(午後の補食が既製品の場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前11時10分	調理完了・搬送開始 「伊予市立きたやまさき認定こども園」出発
午前11時20分	「伊予市立みなみいよ認定こども園」到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 1時30分	回収開始 「伊予市立みなみいよ認定こども園」出発
午後 1時40分	「伊予市立きたやまさき認定こども園」到着 洗浄・清掃
午後 3時00分	午後の補食提供

(午後の補食を調理する場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前11時10分	調理完了・搬送開始 「伊予市立きたやまさき認定こども園」出発
午前11時20分	「伊予市立みなみいよ認定こども園」到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 2時00分	午後の補食の調理開始
午後 3時00分	午後の補食提供
午後 3時30分	回収開始 「伊予市立みなみいよ認定こども園」出発
午後 3時40分	「伊予市立きたやまさき認定こども園」到着 洗浄・清掃

《令和8年度以降》

搬入先保育所「伊予市立上灘保育所調理室設備の状況」

調理室面積	34.77㎡
調理器具一覧	冷蔵冷凍庫 食器消毒乾燥保管庫 保存食用冷凍庫 まな板包丁消毒保管庫 調理台 コンベクションオーブン 炊飯器 2層シンク 食洗機
児童・職員数	25人

搬入先保育所「伊予市立下灘保育所調理室設備の状況」

調理室面積	26.58㎡
調理器具一覧	冷蔵冷凍庫 食器消毒乾燥保管庫 保存食用冷凍庫 まな板包丁消毒保管庫 調理台 コンベクションオーブン 炊飯器 2層シンク フライヤー 食洗機 回転釜
児童・職員数	16人

【給食(補食)配送スケジュール】

(午後の補食が既製品の場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前10時55分	調理完了・搬送開始 「伊予市立きたやまさき認定こども園」出発
午前11時10分	「伊予市立上灘保育所」到着
午前11時20分	「伊予市立下灘保育所」到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 1時35分	回収開始 「伊予市立下灘保育所」出発
午後 1時45分	「伊予市立上灘保育所」到着
午後 2時00分	「伊予市立きたやまさき認定こども園」到着 洗浄・清掃
午後 3時00分	午後の補食提供

(午後の補食を調理する場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前10時55分	調理完了・搬送開始 「伊予市立きたやまさき認定こども園」出発
午前11時10分	「伊予市立上灘保育所」到着
午前11時20分	「伊予市立下灘保育所」到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 2時00分	午後の補食の調理開始
午後 3時00分	午後の補食提供
午後 3時35分	回収開始 「伊予市立下灘保育所」出発
午後 3時45分	「伊予市立上灘保育所」到着
午後 4時00分	「伊予市立きたやまさき認定こども園」到着 洗浄・清掃

搬入先保育所「伊予市立おおひら保育所調理室設備の状況」

調理室面積	19.38㎡
調理器具一覧	冷蔵冷凍庫 食器消毒乾燥保管庫 保存食用冷凍庫 まな板包丁消毒保管庫 調理台 オブレンジ 炊飯器 2層シンク 食洗機
児童・職員数	24人

搬入先認定こども園「伊予市立中山認定こども園調理室設備の状況」

調理室面積	10.83㎡
調理器具一覧	冷蔵冷凍庫 食器消毒乾燥保管庫 保存食用冷凍庫 まな板包丁消毒保管庫 調理台 オブレンジ 炊飯器 2層シンク
児童・職員数	21人

【給食(補食)配送スケジュール】

(午後の補食が既製品の場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前10時50分	調理完了・搬送開始 「伊予市立みなみいよ認定こども園」 出発
午前11時05分	「伊予市立おおひら保育所」 到着
午前11時20分	「伊予市立中山認定こども園」 到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 1時30分	回収開始 「伊予市立中山認定こども園」 出発
午後 1時45分	「伊予市立おおひら保育所」 到着
午後 2時00分	「伊予市立みなみいよ認定こども園」 到着 洗浄・清掃
午後 3時00分	午後の補食提供

(午後の補食を調理する場合)

午前 8時30分	調理開始
午前 9時20分	午前の補食提供
午前10時50分	調理完了・搬送開始 「伊予市立みなみいよ認定こども園」 出発
午前11時05分	「伊予市立おおひら保育所」 到着
午前11時20分	「伊予市立中山認定こども園」 到着
午前11時30分	給食開始
午前11時30分 ～ 午後 1時30分	食器の回収・洗浄・消毒、食缶の洗浄、児童への食育活動、休憩
午後 2時00分	午後の補食の調理開始
午後 3時00分	午後の補食提供
午後 3時30分	回収開始 「伊予市立中山認定こども園」 出発
午後 3時45分	「伊予市立おおひら保育所」 到着
午後 4時00分	「伊予市立みなみいよ認定こども園」 到着 洗浄・清掃